

大気汚染防止法における石綿の規制について

1. 石綿による大気汚染の防止に関する環境省（庁）の主な取組

1971年に環境庁が発足してから現在に至るまでの石綿による大気汚染の防止に関する環境省（庁）の主な取組を表1に示す。

表1 石綿による大気汚染の防止に関する環境省（庁）の主な取組

時 期	環境省（庁）の取組
1971年	（環境庁発足）
1972年	アスベストの生体影響に関する研究報告
1975年	大気環境中のアスベスト濃度測定方法の検討開始
1977、78年	アスベスト製品製造工場周辺での測定調査
1978年	第1次アスベスト発生源対策検討会設置
1980年	第1次アスベスト発生源対策検討会報告
1981年	アスベスト環境濃度調査（1983年まで）
	第2次アスベスト発生源対策検討会設置
1984年	第2次アスベスト発生源対策検討会報告
1985年	各自治体あて通知「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止について」
	アスベスト排出抑制マニュアル出版
	全国規模のモニタリング開始（1995年まで隔年実施）
1987年	各自治体あて通知「アスベストモニタリング事業の結果について」、「アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について」、「建築物の改修・解体に伴うアスベスト（石綿）による大気汚染の防止について」
1988年	アスベスト発生源精密調査結果とりまとめ
	各自治体あて通知「建築物内に使用されているアスベストに係る当面の対策について」
	アスベスト対策検討会報告
1989年	大気汚染防止法改正（アスベスト製品製造工場に対する規制）
1995年	阪神淡路大震災に対応したアスベストモニタリング調査
1996年	大気汚染防止法改正（吹付け石綿使用建築物の解体等の規

		制)
1999年		建築物解体等に係るアスベスト飛散防止対策マニュアル作成
2005年	7月	各自治体あて通知「石綿（アスベスト）の大気環境中への飛散防止対策の徹底について」
	8月	各自治体あて通知「大気環境中への石綿（アスベスト）の飛散防止の徹底と実施内容の掲示について」

2. 大気汚染防止法における規制の仕組

(1) 特定粉じん（第2条第5項）

粉じん（物の破砕、選別その他の機械的処理又はたい積に伴い発生・飛散する物質）のうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質を「特定粉じん」とする。

石綿を政令で指定

(2) アスベスト製品製造工場等に対する規制

（1989年の法改正により導入）

特定粉じん発生施設（第2条第7項）

工場・事業場に設置される施設で、特定粉じんを発生・排出・飛散させるもののうち、排出・飛散する特定粉じんが大気汚染の原因となるものを「特定粉じん発生施設」として、排出規制を実施。

解綿用機械、混合機等を政令で指定

敷地境界基準（第18条の5）

敷地境界における濃度の許容限度を設定。

省令で指定：アスベスト繊維10本/リットル（1986年に公表されたWHOのクライテリア等を参照して設定）

遵守義務（第18条の10）

都道府県知事は、敷地境界における濃度が基準に適合しないと認めるとき、特定粉じんの処理方法の改善命令等ができる（第18条の11）。

特定粉じん発生施設の都道府県知事への届出（第18条の6）

届出を義務化し、都道府県知事は届出内容が排出基準に適合しないと認めるとき、届出内容に係る計画変更命令等ができる（第18条の8）。また、届出後60日間は施設の設置等を実施できない（第18条の9）。

敷地境界濃度の測定（第18条の12）

特定粉じん排出者は、敷地境界における特定粉じん濃度を測定・記録し

ておこななくてはならない。

(3) 石綿使用建築物の解体等に対する規制

(1996年の法改正により導入)

特定粉じん排出等作業(第2条第8項)

特定建築材料(=吹付け石綿)が使用されている建築物(耐火建築物又は準耐火建築物で延べ床面積500㎡以上、かつ吹付け石綿の面積50㎡以上を政令で指定)の解体・改造・補修作業を「特定粉じん排出等作業」とする。

作業基準(第18条の14)

特定粉じん排出等作業に係る規制基準として、作業の遵守事項等を示す。

作業の届出(第18条の15)

特定粉じん排出等作業を伴う建設工事(特定工事)の施工者に対して届出を義務化(作業開始の14日前まで)

計画変更命令(第18条の16)

都道府県知事は、届出内容が作業基準に適合しないと認めるとき、届出内容に係る計画変更の命令ができる。

作業基準の遵守義務(第18条の17)

特定工事の施工者に対し、作業基準の遵守を義務化

作業基準適合命令等(第18条の18)

都道府県知事は、作業基準を遵守していないと認めるとき、作業基準に従うべきこと又は作業の一時停止を命令できる。